

史跡小谷城跡表流水及び植生等現況調査委託業務 仕様書

1. 業務名

令和 7 年度 長文観第 125 号

史跡小谷城跡表流水及び植生等現況調査委託業務

2. 業務の目的

小谷城跡は小谷山に広がる山城で、小谷山には戦国時代の遺構が良好に残されている。しかし、近年の豪雨により小谷城の各所で洗掘の被害が発生し、遺構に被害が生じている。これらの課題を解決し、文化財を次世代へ伝えるために小谷城跡の整備が求められている。

今回、「史跡小谷城跡整備基本計画」（長浜市教育委員会 令和 2 年 3 月刊行）の第 2 章小谷城の環境、第 3 章史跡の概要および現状と課題、第 5 章整備基本計画などの修正に必要な情報を得ることを目的に、植生調査および表流水調査を行うものとする。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

4. 業務の対象地域

業務地：史跡小谷城跡（本丸、大広間を中心とする小谷山の東尾根筋の公有地部分）

長浜市湖北町伊部他（※図 1 参照）

対象面積：約 1.2ha

5. 業務内容

業務の対象地域における植生調査および表流水調査を実施し、その結果を図面、一覧などにまとめて紙媒体および電子データの 2 種類で提出すること。

○植生調査は、業務の対象地域の植生分布を含む樹種、幹幅、根張状況等の現地調査を実施し、樹木台帳（影響樹木抽出含む）を作成する。

調査した樹種については、可能な範囲で地図上に位置を示すとともに現地で写真を撮影する。

○表流水調査は、業務の対象地域の表流水痕跡調査（現地確認調査、集水範囲確認資料作成）、降雨時地表面流水状況調査（現地調査、気象データ・写真データ整理）を実施し、調査結果を示す書類（流水のベクトル線、水量などを示す図面含む）を作成する。

なお、当調査は業務の対象地域における洗掘の原因を探るための調査である。当該結果を基に洗掘を防ぐための対策を検討するため、調査地点は洗掘の分析が可能な地点を過不足なく選び実施すること。

また、業務の履行にあたっては、市担当者と打合せ協議を行い、その指示に基づいて行うものとする。

○植生調査・表流水調査の調査結果をまとめた報告書を作成する。

作図については、Adobe 社 **illustrator** を使用する。尚、使用する **illustrator** のバージョンは発注者と受注者が協議して決める。

○打合せ協議は5回実施する。

※打合せは、着手時1回、中間打合せ3回、業務終了時1回を想定する。

※打合せ協議については、対面協議もしくはオンライン協議とする。

6. 成果品

調査名	仕 様	提出部数
植生調査 表流水調査	紙媒体：調査報告書（調査結果、図面、写真、一覧等一式）	2
	電子媒体：電子データを収納した DVD-R （※データ種類及び媒体種類は発注者と受注者の協議に基づくもの）	2
そ の 他	協議記録簿（電子媒体）	1
	作業記録簿（電子媒体、写真含む）	1

7. その他

・長浜市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通知制度」の徹底について）

1）受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2）受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第1号）により所管警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、請負者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、

十分に指導を行うものとする。

3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- ・この仕様書に定めない事項について紛争が生じた場合、またはこの仕様書に定めない事項については、長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）、その他法令の定めるところによるほか、必要に応じて当事者間で協議してこれを定めるものとする。

- ・事業の詳細については、長浜市や関係機関の意見を十分に反映すること。

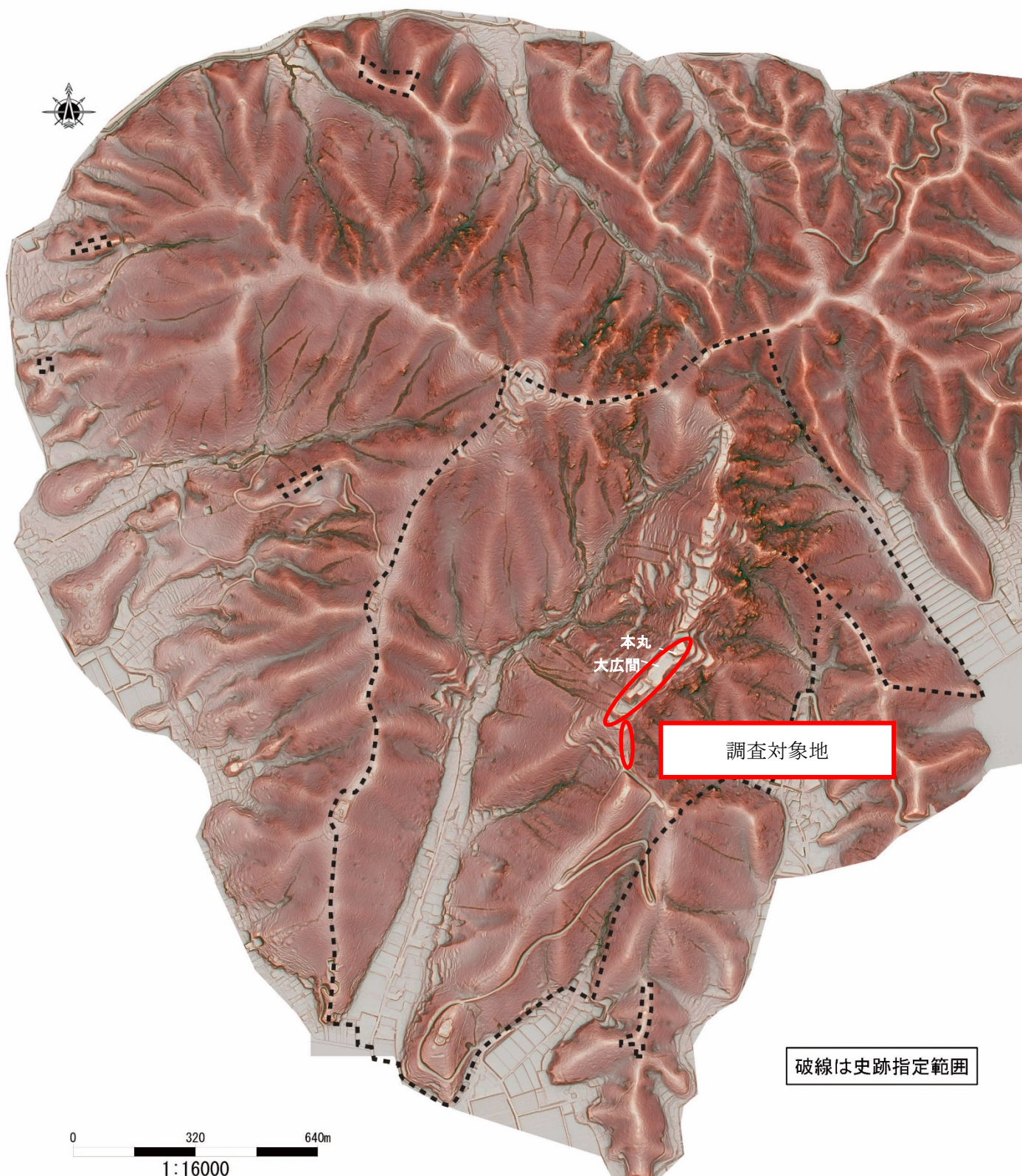


図1 史跡小谷城跡 調査位置図